

秋田市遠隔手話通訳サービス利用規約

秋田市遠隔手話通訳サービス（以下「サービス」という。）は、下記の内容で実施するものとし、サービスを利用する者は、下記に同意したものとします。

1 サービスの提供等

(1) サービスの提供

秋田市が直接実施します。

(2) サービスの提供時間

午前8時30分から午後5時15分までとします。

（土、日、祝日および12月29日から1月3日までを除きます。）

(3) 手話通訳者

秋田市で設置している手話通訳者が対応します。

2 サービスの内容等

(1) サービスの内容

このサービスは、聴覚障がい者等が使用するタブレット端末等と障がい福祉課に設置するタブレット端末をビデオ通話機能でつなぎ、遠隔で手話通訳を行うことにより、聴覚障がい者等の意思疎通支援を図るものです。

(2) サービスの提供条件

次に掲げる場合は、サービスの提供はできません。

ア 営利、政治、宗教もしくはそれに類する目的のもの

イ 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と秋田市が判断したもの

これらの状況が続く場合には、利用登録の取消しをする場合があります。

3 サービスの利用対象者

サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、秋田市内在住で手話通訳を必要とする聴覚障がい者等とします。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではありません。

4 サービスの利用登録

聴覚障がい者等が自身で所有するタブレット端末等を使用してサービスを利用しようとする場合は、事前に同意書（別記様式）を提出した上で、利用登録をする必要があります。

5 サービスの利用予約

サービスの利用に当たっては、秋田市意思疎通支援事業実施要綱に基づく意思疎通支援者派遣申請書の提出による事前の予約が必要となります。

6 サービスの利用料

無料とします。ただし、利用者のタブレット端末等を用いてサービスを利用した場合の通信料は、利用者負担となります。なお、タブレット端末等からのビデオ通話の利用は、パケット通信料が高額になる場合があります。事前にタブレット端末等に関する料金プランや利用方法をご確認ください。

7 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で使用することができる「LINE」又は「Zoom」のいずれかを利用登録するものとし、利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。また、各ソフトウェアの設定および利用は各ソフトウェアの利用規約に基づき、利用者の負担および責任でご利用ください。なお、秋田市は各ソフトウェアの機能、安全性について保証しません。

8 タブレット端末の貸付け

サービスを利用するため、障がい福祉課が所有するタブレット端末の貸付けを受けようとする場合は、秋田市タブレット端末利用規約に基づく手続きが必要となります。

9 その他

(1) このサービスは、次に掲げる場合において、サービスの提供ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ア 通信状況が悪い場合

イ 手話通訳者が外勤している場合又は来庁者に対応している場合

ウ その他サービスの提供を行うことができない状況が生じた場合

(2) サービスの提供に当たっては、障がい福祉課からビデオ通話の発信をしますので、原則として利用者からの着信には対応できません。